

# 意匠へのご案内

SUGAWARA PATENT &amp; TRADE MARK OFFICE

## 菅原特許商標事務所

〒192-0075 東京都八王子市南新町3番地 OSビル  
 電話 042-625-0838(代) FAX042-625-0628  
 URL <http://homepage2.nifty.com/ospat/>  
 E-mail [ospat@nifty.com](mailto:ospat@nifty.com)

特許・実用新案・意匠・商標・サービスマーク・知財法務（申請 届出 契約）  
 相談・調査・国際出願・審判・鑑定・訴訟代理  
 業務時間：AM10:00～PM17:00 土・日・祝日休み 相談予約制

当所の意匠出願手続代理のご案内を申し上げます。

意匠の出願は、結果を得るまである程度の時間を要することなどの特徴のある手続きです。

費用につきましても、予めご確認ご了解を御願い致します。

又、事件毎に、受任致しました後に準備に執りかかりますので、相応の期間を戴きますことをご容赦下さい。  
 添付のご案内をご覧戴き、指示書に適宜ご記入の上、委任状を添えてご依頼下さい。

今回の特別なお見積	《ご出願から1意匠権3年間維持全費用》												
¥219,000円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">出願</td> <td style="text-align: center;">中間</td> <td style="text-align: center;">許可時</td> <td style="text-align: center;">総額《消費税含む》</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">120,000円</td> <td style="text-align: center;">+ 実費</td> <td style="text-align: center;">+ 99,000円</td> <td style="text-align: center;">= ¥219,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（弁理士手数料と、特許庁に支払う出願印紙 16000円と登録料印紙 25500円（3年間分）を含む費用です。）</td> </tr> </table>	出願	中間	許可時	総額《消費税含む》	120,000円	+ 実費	+ 99,000円	= ¥219,000円	（弁理士手数料と、特許庁に支払う出願印紙 16000円と登録料印紙 25500円（3年間分）を含む費用です。）			
出願	中間	許可時	総額《消費税含む》										
120,000円	+ 実費	+ 99,000円	= ¥219,000円										
（弁理士手数料と、特許庁に支払う出願印紙 16000円と登録料印紙 25500円（3年間分）を含む費用です。）													

又、執務順番は、事件毎に、着手金を受けるか受任致しました順に準備や作成に執りかかりますので、相応の期間を戴きますことをご容赦下さい。

意匠出願後に、控書と請求書を、メール送信又は郵送いたします。

### ご依頼の手順

ご依頼は、お電話その他形式はありませんが、できればFAX（書面）で御願いたします。

ご相談や調査や出願のご指示は添付の手続指示書をご利用下さい。

例えば調査や意匠出願ご依頼の場合は、手続指示書をFAXで送信して下さい準備致します。

ご出願の場合は、手続指示書をFAXで送信しその後委任状を郵送でお送り下さいますようお願いいたします。

### 添付書類

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| ① 「指示書」（ご記入の上FAX又は郵送を御願い致します） | 1通 |
| ② 「委任状（意匠）」（ご署名御捺印してご返送下さい）   | 1通 |



平成 年 月 日

## 手 続 指 示 書

菅原特許商標事務所  
弁理士：菅原 修 行

FAX0426-25-0628

T E L 0426-25-0838

ご発信者 \_\_\_\_\_ (印)

### 次の指示を致します。

① 下記の○印の手続きしてください。

調査 意匠登録出願

② 添付の図面又は見本。

有り 無し

③ 出願人（後の権利者）は、

住所

名称

代表者

です。

本件意匠の創作者（デザインをした人：必ず自然人になります）は、

住所

氏名

住所

氏名

です。

ご意見

本書は、菅原修宛に、FAX してご指示下さい。(FAX 0 4 2 - 6 2 5 - 0 6 2 8)

# 委任状

( 年) 平成 年 月 日

私議、今般識別番号100075926弁理士菅原修氏

識別番号 弁理士 氏

識別番号 弁護士 氏

を以って、代理人として下記事項を委任します。

## 記

### 1、意匠登録願

に関する一切の件。

2、上記に関し行政不服審査法に基づく諸手続を為すこと。

3、上記を処理するため復代理人を選任及び解任すること。

特許庁付与の識別番号

郵便番号

住所又は居所

名称又は氏名

代表者

印

電話

FAX

Eメールアドレス

上欄事項に関し署名捺印して委任するにあたり、次のことを確認し承致しました。

住所、名称、氏名、電話等に変更が生じた場合は連絡をすること。

代理は出願又は事件が確定するまでの期間であること。

費用は委任者との合意に基づき、原則着手金の受領で着手致します。

登録又は勝利の場合は委任者は成功報酬金65000円の支払いをすること。意見書等の中間費用やその他の諸費用は特許事務標準額説明書によること。